

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊上富良野駐屯地
第 3 4 4 会計隊長 井沢 昌紀

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6LXA10100190		6LU71A00001 0001					
品名 または 件名							
構内電子交換装置の移設役務							
部品番号 または 規格							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
上富良野駐屯地			3 0 1 基通中 上富良野派				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
			令和8年11月30日（月）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊上富良野駐屯地 第 3 4 4 会計隊 契約班

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない
入札日時場所：令和8年7月21日（火）9時00分 上富良野駐屯地 隊員食堂

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ア 予算決算及び会計令第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- イ 令和 7， 8， 9 全省庁統一資格申請において「役務の提供」の「D 以上」等級の格付けを有する者で北海道地域に競争参加資格を有する者であること。
- ウ 「入札及び契約心得」を確認して所要の処置を講じている者
- エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 下記の「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。

(2) 保証金等に関する事項

- ア 入札保証金は免除とするが、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の 1 0 0 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収する。
- イ 契約保証金は免除とするが、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の金額を違約金として徴収する。

(3) 入札の無効

- ア 第 1 項で示した競争参加に必要な資格がない者の入札
- イ 入札に関する条項に違反した入札
- ウ 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- エ 電報・電話・F A X による入札
- オ 入札開始時刻に遅れた者による入札

カ 入札書下部余白に「当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札いたします。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と記載すること。

(4) 契約書の作成

落札者は落札決定後遅滞なく陸上自衛隊「駐屯地標準契約書」の様式により契約書を作成する。ただし、契約金額が100万円を超えない場合は省略する。

(5) 適用する契約条項

駐屯地標準契約書「役務請負契約条項」、談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項

(6) 落札決定方式

当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(7) その他

ア 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札に参加する者は、資格審査結果通知書（写）を提出すること。

エ 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。

オ 入札に参加する場合は、示された場所において「入札及び契約心得」を確認し、入札書へ所要の事項を記載する。

カ 郵便による入札を認める。この際封筒に「入札件名」を明記し、資格審査結果通知（写）を同封し、令和8年7月20日（月）17時00分まで陸上自衛隊上富良野駐屯地第344会計隊契約班へ必着とし、その際は電話にて担当者に到達確認を行うこと。

キ 郵便による入札がある場合の再度入札は、次のとおり

令和8年7月27日（月）09時00分 入札室（2F）

ク 入札書下部余白に「当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と記載すること。

ケ 入札及び規格等に関する事項の問い合わせ先

陸上自衛隊上富良野駐屯地 第344会計隊 契約班（担当：高橋）

電話：0167-45-3101（内線：2340） FAX：0167-45-3104

メール：344fin-na@inet.gsdf.mod.go.jp

(8) 公告掲示場所及び期間

ア 掲示場所：上富良野駐屯地会計隊

北部方面会計隊ホームページ<http://www.mod.go.jp/gsdf.nae/fin/>

イ 掲示期間：令和8年7月3日（金）～令和8年7月21日（火）

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社的一方が会社更生法、（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

市場価格調査依頼書

殿

以下のとおり市場価格調査を依頼します。

分任契約担当官
陸上自衛隊上富良野駐屯地
第344会計隊長 井沢 昌紀

1 市場価格調査

契約実施計画番号	6LXA10100190							
調達要求番号	物品番号		単 位	数 量	銘 柄	納 地		
品 名					使用期限等	引 渡 場 所	指定	
部品番号 または 規格						搬 入 場 所	検査	
使用器材名			仕様書番号		グループ	納 期	包装	
6LU71A00001 0001			ST	1.00		上富良野駐屯地		
構内電子交換装置の移設役務						3 0 1 基通中 上富良野派		
						令和8年11月30日（月）		

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 市場価格調査提出日時

令和8年7月16日（木） 13時00分

3 市場価格調査提出場所

第344会計隊契約班

4 備考

市場価格調査にご協力いただける場合、FAXもしくはメールにおいて提出をお願いします。

FAX：0167-45-3104

メール：344fin-na@inet.gsdf.mod.go.jp

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号		6LXA10100190																					
NO	調達要求番号		物品番号		単	位	数	量	単	価	金	額	銘	柄	納		地	指定					
	品												名	使用期限等	引		渡		場	所			
	部品番号												または		規格	搬			入	場	所	検	査
	使用器材名						仕様書番号						納		期	包	装						
1	6LU71A00001	0001			ST		1.00								上富良野駐屯地								
	構内電子交換装置の移設役務														3 0 1 基通中 上富良野派								
															令和8年11月30日								
					-	以	下	余	白	-													

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号	仕 様 書 番 号	
構内電子交換装置の移設役務	1	
	作 成	令和 8 年 7 月 2 日
	変 更	
	作成部隊等名	第 3 0 1 基地通信中隊 上富良野派遣隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊上富良野駐屯地における構内電子交換装置の移設役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1，その他関係法令による。

1.2.1 官側担当者

官側担当者とは、基地通信隊長の指定したものを言う。

1.2.2 役務統括者

本役務の履行にかかわる官側担当者との連絡調整及び契約相手方が行う役務全般を統括する者をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。なお、この仕様書と引用文書の規定が異なる場合、この仕様書の規定が優先する。

a) 仕様書

G L T - C G - C 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊電子機器一般共通仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

G L T - C G - Z 5 0 0 0 0 2 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

2 役務に関する要求

2.1 共通的事項

共通的事項は、G L T - C G - Z 5 0 0 0 0 2 の附属書 A.3～A.5 による。

2.2 構内電子交換装置の移設

契約締結日から令和 8 年 1 1 月 3 0 日までとするも細部は官側との調整による。
(移設時期等は、別紙第 2 を参照)

2.2.1 移設装置

移設装置は、別紙第 3 によるものとし、その他細部については官側の指示による。

2.2.2 移設装置の搬出場所

移設装置の搬出場所は，別紙第1，別紙第4によるほか，細部は官側との調整によるものとする。

2.2.3 移設装置の搬入場所

移設装置の搬入場所は，別紙第1，別紙第5によるほか，細部は官側との調整によるものとする。

2.2.4 実施要領

実施要領は，次によるものとし，官側の承認を受けた，4.2の作業実施要領書に基づき行うものとする。

- a) 上富良野通信所への器材運搬並びに，各器材の設置及び配線，接続，電源の投入を実施
- b) 各種試験及び運用確認の実施

2.2.4.1 作業終始における責任の明示

作業については終始万全を期すものとし，万が一破損等をした場合は，契約の相手側において責任を負うものとする。

2.2.4.2 事前点検

事前点検は，搬出に先立ち移設装置の点検を実施し，正常に動作することを確認するものとする。

2.2.4.3 取り外し

取り外しは，2.2.2に示す場所において，取り外しを行うものとする。

2.2.4.4 運搬

運搬は，装置の性能劣化防止及び運搬中の破損防止に留意した方法によって行うものとする。また，他器材への支障がないようにすることとする。

2.2.4.5 据付け

据付けは，2.2.3に示す場所において，移設装置を据付け，装置間ケーブル接続及び敷設並びに装置用の電源ケーブルの接続を行うものとする。また，移設で使用するケーブル等は，現装置間ケーブルに使用している同等のケーブルとする。主配線盤の接続に関しては，端子の付線及び1次側の接続まで実施するものとする。駐屯地等情報基盤装置への接続に関しては，器材間のLANケーブル構成まで実施するものとし，駐屯地等情報基盤装置側への接続に関しては官側で行う。また，据付けにおいては，地震に対する処置を講ずるものとする。その他の装置との接続については細部官側との調整による。

3 品質保証

監督及び検査は，契約担当官の定めによる。調整及び試験は，4.2の作業実施要領書に基づき実施するものとする。試験成績書はGLT-CG-C000001の箇条7によるものとし，試験終了後，速やかに監督官に1部提出するものとする。

4 事故防止と補償

4.1 事故防止と補償

契約の相手方は、移設業務の実施に当たっては、諸法令、放棄を遵守し事故の防止に万全の注意を払うこと。万一、各項の事項が生じたときは、契約相手方の責任において処理すること。

4.2 事故

- a) 敷地内外構，通路，植栽，建物及び付随する設備に対する事故
- b) 移設物品等に対する事故
- c) その他，契約の相手方の管理責任に基づく事

5 その他の指示

5.1 廃材等の処置

移設に伴い発生した廃材等の撤去・処分については契約の相手側で実施するものとし，細部は官側との調整による。

5.2 作業実施要領書

契約の相手方は，契約後速やかに各装置の搬出場所及び搬入場所を調査の上，次の事項を記載した本役務に関する作業実施要領書を作成して，契約担当官等に3部提出する。

- a) 作業工程表
- b) 装置配置図
- c) 装置間接続図

5.3 作業日誌

契約の相手方は，作業実施後速やかに作業時間，作業人員及び作業内容を記入の上，監督官に1部提出するものとする。

5.4 記録写真

契約の相手方は，各装置移設の際，次の事項を撮影の上，監督官に1部提出するものとする。写真撮影にあたっては，小黒板等を差し込むものとする。また，デジタルカメラの使用は，監督官との調整による他，撮影については細部官側との調整による。

- a) 移動前の設置及び装置の状況
- b) 移動後の設置及び装置の状況
- c) 移動前の配線状況及び移設後の配線状況

5.5 情報保全

本契約の履行により，直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期すとともに，それら部外への利用，公表等を防衛省の許可なく行ってはならない。

5.6 官側の支援事項

契約の相手方は、本契約の履行にあたり、次の事項について官側の認める場合、官側の支援を受けることができる。細部は官側との調整による。

なお、支援の申請は、契約の相手が希望するおおむね1か月前を基準として行うものとする。

- a) 官側の保有するデータ、資料などの閲覧に関する事項
- b) 通信所等保全施設立入の申請受付、許可に関する事項
通信所等保全施設への立入が必要な場合は、立入申請書(別紙第6)を作成し作業開始日の2週間前までに下記に提出することとする。

〒064-8510

北海道札幌市中央区南26条西10丁目1-1

陸上自衛隊札幌駐屯地

北部方面システム通信群長(第2科長気付)

TEL 011-511-7116(内線3020)

- c) 携帯型情報通信・記録機器を通信所内に持ち込む場合、携帯型情報通信・記録機器持込み申請・許可書(別紙第7)を作成し、官側担当者の確認を得て保全責任者の許可を得ること。
- d) 官側の保有する施設、設備、機器、電力、用水などの使用及び操作に関する事項
- e) 装置類等の電源「入・切」の際の確認
- f) その他契約履行に必要な事項

5.7 不具合等の処理

本役務履行にあたり、不具合が発生した場合は、速やかに契約担当官等の指示を受けるものとする。

5.8 関係書類の提出

契約の相手側は、本契約の履行にあたり、次の書類を提出すること。

- a) 着工竣工届
- b) その他、契約担当官及び監督官等が提出を指示した書類

5.9 仕様書に関する疑義

仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z0000001の8.3による。

6 その他

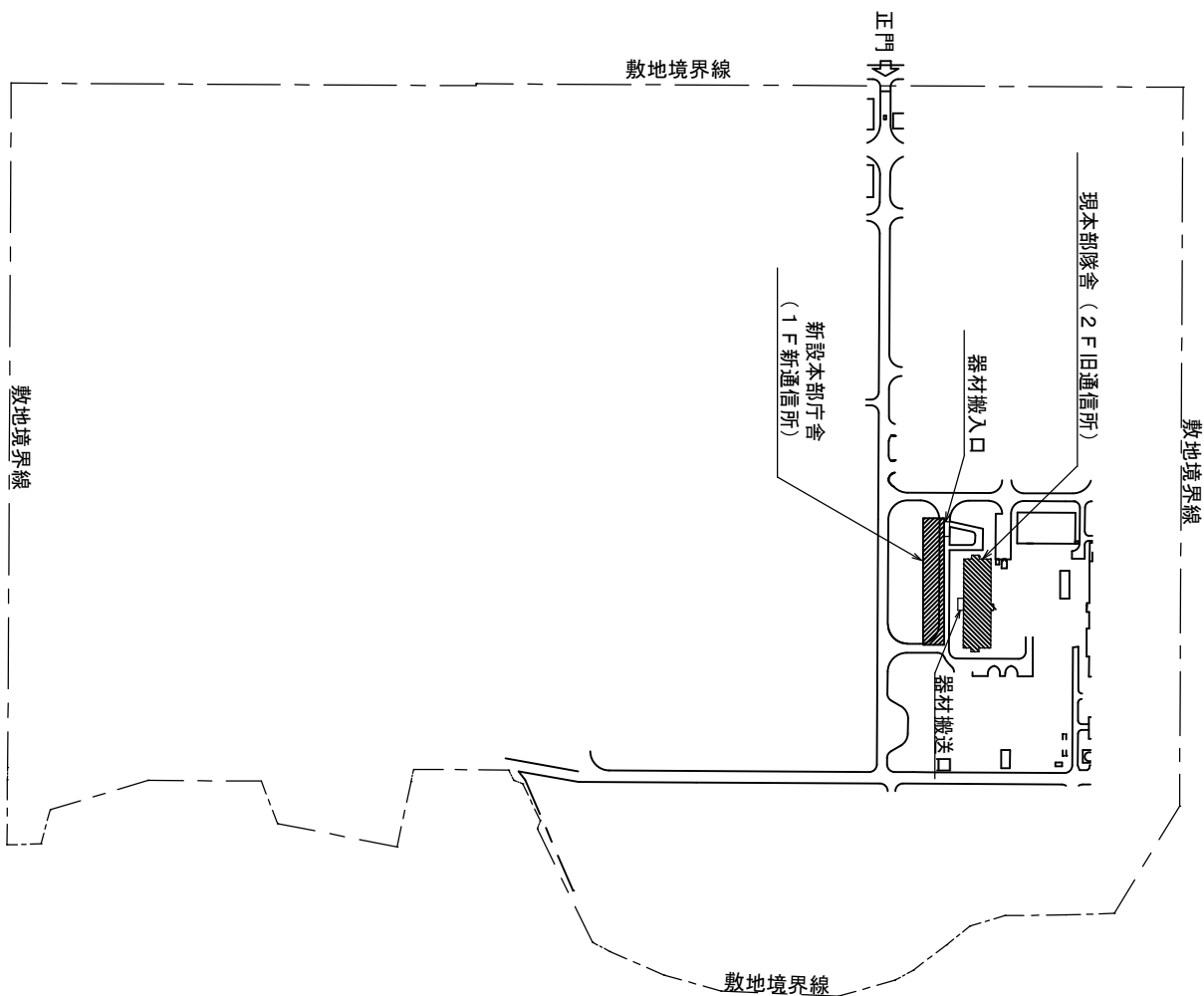
移設に関して、構内電子交換装置の設置経験又は、移設の経験を有すること。



上富良野駐屯地



案内図



敷地境界線

上富良野駐屯地配置図

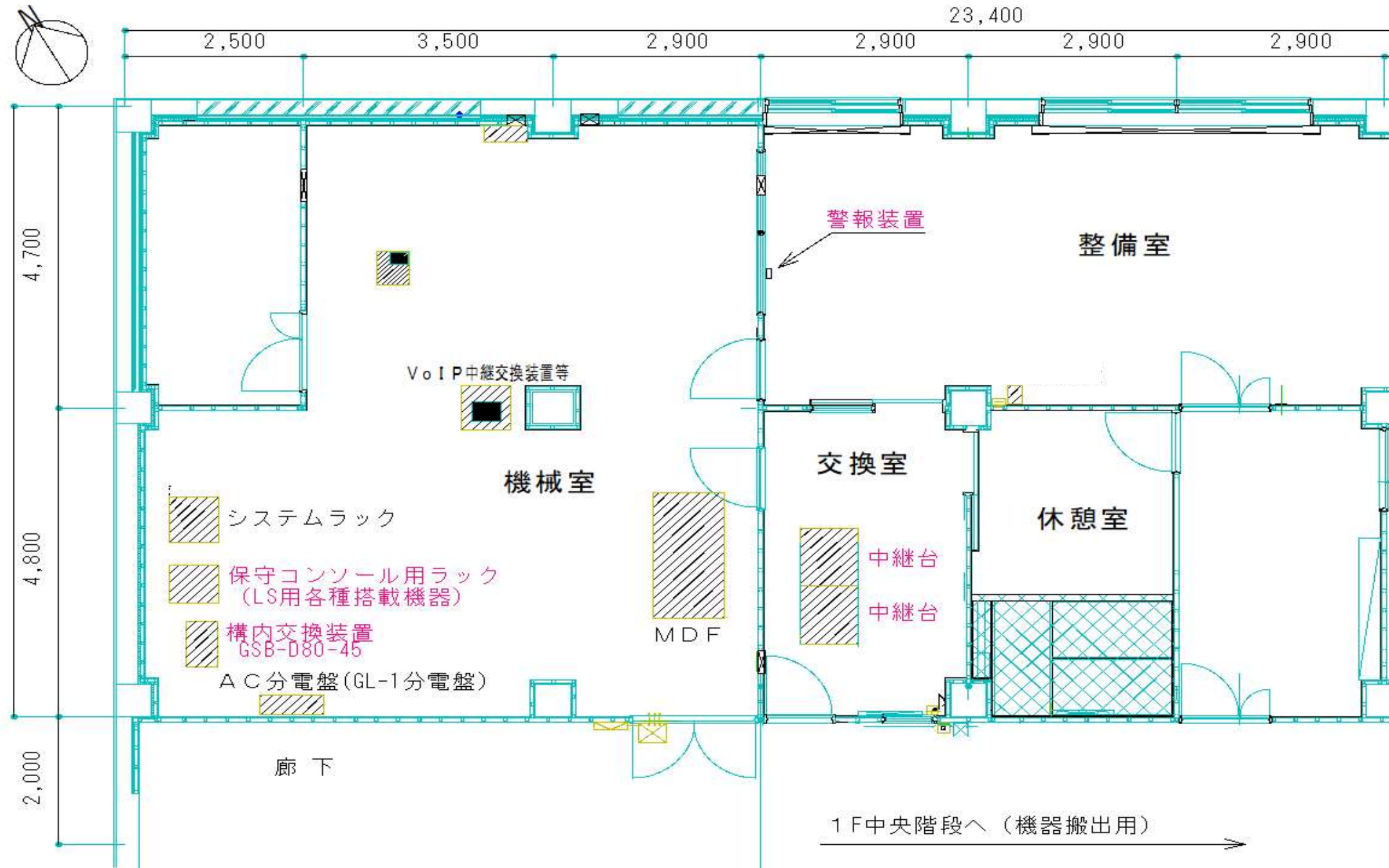
工程表

項目・月	令和8年度							備 考
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	
全 般	→ 新設本部庁舎工事					↔ 完成検査	→ 各部隊新本部 庁舎へ移転	※令和8年8月31日 引き渡し予定
通信器材 移設作業					← 調整・準備 →	↔ 設置調整及び配線作業 10/1～10/30	↔ 構内電子交換装置移設10/31（予備11/1）	

移設器材内訳表

番号	器材構成品	製造会社	製造年月	寸法 (W×D×H) mm	備 考
1	構内電子交換装置	日立	2012年2月	710×460×2100	基本架
2	中継台			260×360×130	2 台
3	保守コンソール用ラック (搭載機器含む)			600×700×1450	プリンタ、録音機×2、NT-SG装置×2 LANSWⅡ型×2、保守コンソール、 無停電電源装置
4	警報装置			100×70×190	

現本部庁舎 2 F 器材搬出場所



6, 0 0 0

5,800

5,800

5,800

5,800

7,050

VoIP中継交換装置

保守コンソール用ラック

構内交換装置
GSB-D80-45

MDF

警報裝置

中継台 ※中央から移動できる長さの余長必要

事務室

1 0 1

当直室

101

中繼台

$$0 \text{ A } \quad \text{H} = 100$$

機械室

1 0 1

情報基盤

DII



【注意】

1

UPS

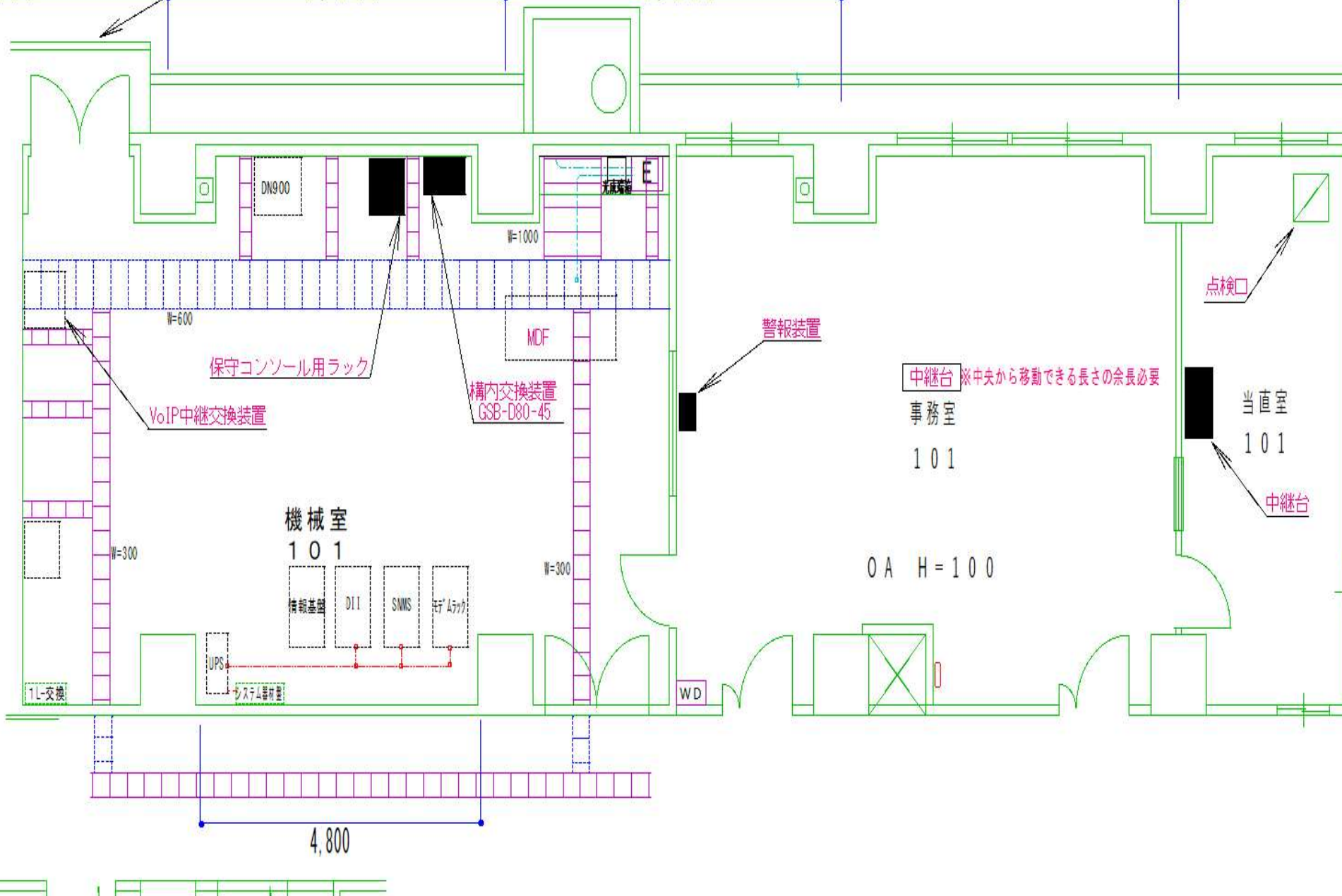
久テム器材

1L-交

WD

2,200

4,800



立入申請書

(部 外 者 用)

確 認	
--------	--

第 年 月 日 号

~~常時~~・~~随時~~・臨時 立入申請書

北部方面システム通信群長 殿

申請者（会社等の責任者）

職名 氏名

印

下記のとおり立入を許可されたく申請します。

記

※ 1 立入者 会社等名
職務内容
ふりがな
氏 名
性 別
郵便番号
現 住 所 〒
生年月日

※ 2 立入日時又は期間

※ 3 立 入 先

※ 4 立 入 目 的

注： 1 立入者が 2 名以上の場合は、代表者のみを記載し、その他の者は
属紙「立入者名簿（部外者用）」に記載し、添付する。
2 ※印は申請者が記入する。
3 法令に基づき立入りを必要とする政府関係職員等の立入りについて、
同行する部隊等の長が申請する場合、申請欄に部隊等の長の官職名を
記載する。
4 不要な文字は、抹消（黒二線）して使用する。
5 本申請書は、個人情報保護関係諸規則に基づき厳正に管理する。

担当者
氏名

(電 話)

携帯型情報通信・記録機器持込み申請・許可書

持 込 者	所 属 (社 名)	階級 (職員のみ)	氏 名
日 時 (期 間)			
場 所			
器 材 名	(製造番号等 :)		
目 的			
※ 条件変更等			
※ 使用許可	許可年月日 年 月 日 保全責任者又はその職務上の上級者 所属 官職 氏名 印		

※ 保全責任者又はその職務上の上級者の記入欄